

石川県公報

令和 6 年 5 月 24 日 (金曜日)

号 外

(第 34 号)

目 次

人事委員会 ○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を 改正する規則	1	○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	9
--	---	---------------------------	---

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年五月二十四日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第七号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二イの表を次のように改める。

イ 行政職給料表等級別基準職務分類表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
組織 知事 の 事 務 部 局	本庁		政策調整員 主任主計員 主任企画員	室次長 課長補佐 主任主計員 主任企画員 係長 船長 機関長	危機管理監付課長 担当課長 室長 室次長 船長 機関長	企画振興部課長 課参事 所長 室長 室次長	知事室次長 危機管理監室次長 交通総合対策監 出納室長 室長 商工労働部課長	部次長	知事室長 危機管理監 参事 技監 デジタル推進監 少子化対策監 産業振興戦略監 室長
	自治研修センター				次長 主任教授	次長 主任教授	所長		
	東京事務所			係長	課長	次長	所長		
	県税事務所			担当課長 係長	次長 課長 担当課長	所長			
	県総合事務所			担当課長 係長	部次長 課長 担当課長	部長	所長		所長
	消防学校				教頭	校長			
	美術館				課長 担当課長				
	歴史博物館				課長				
	図書館	司書		課長 司書専門員 司書主査 司書主任	課長 司書専門員 担当課長				
	白山ろく民俗資料館				副館長				
	能楽堂				副館長				
	石川四高記念文化交 流館				課長				
	保健福祉センター				部次長 課長 担当課長	次長 部長 部次長			

リハビリテーションセンター			次長							
保健環境センター			課長						所長	
こころの健康センター		課長								
中央病院				担当課長					管理局次長	管理局長
こころの病院				課長					事務局長	
総合看護専門学校				副校長						
いしかわ動物愛護センター				次長						
いしかわ子ども交流センター				次長						
保育専門学園				園長						
児童生活指導センター				副園長						
白山自然保護センター				課長			泉こども園長			
女性センター				担当課長						
消費生活支援センター				園長						
大阪事務所		係長		副園長						
工業試験場		係長		次長					所長	
計量検定所				課長						
九谷焼技術研修所				担当課長					所長	
産業技術専門学校				課長						
石川障害者職業能力開発校				担当課長						
				校長						
				副校長						
				担当課長						
				校長						
				課長						
				担当課長						
				副校長						
				校長						
				担当課長						
				課長						
				担当課長						
				副校長						
				校長						
				担当課長						
				課長						
				担当課長						
				副校長						
				校長						
				担当課長						
				課長						
				担当課長						
				副校長						
				校長						

農林総合事務所	担当課長	農林事務所長 次長 部長 室長 課長 担当課長 工事管理担当課長	農林事務所長 次長 部長 室長 課長 担当課長 工事管理担当課長	農林事務所長 次長 部長 室長 課長 担当課長 工事管理担当課長	所長	所長	所長
農林総合研究センター 一	担当課長	副場長 担当課長 室長	次長 中央普及支援セン ター一長 課長 室長				
家畜保健衛生所		担当課長					
水産総合センター	機関長	部長 課長 船長					
土木総合事務所	担当課長 係長	次長 企画調整担当次長 地域調整担当次長 工事管理専門官 課長 担当課長	次長 土木事務所長 企画調整担当次長 工事管理専門官		所長		所長
ダム管理事務所		所長 担当課長			所長		
港湾事務所	船長 機関長 係長	次長 課長 担当課長	所長 次長		所長 次長		
金沢城・兼六園管理 事務所 共通	担当課長	次長 課長	所長 次長		所長 次長		
議会事務局							局長
人事委員会事務局							局長
監査委員事務局							局長

労働委員会事務局							局長		
警察	本部	主事	主任	係長	課長補佐	管理官	課長	統括参事官 参事官	首席参事官 統括参事官
		技師	主事	主任	隊長補佐	調査官	席管理官		
		主事	係長	課長	係長	課長	副署長	副署長	會計官
	警察学校		係長	係長	係長	事務長			
教育委員会	事務局		指導主事	係長	課長補佐	室次長	課長	教育次長	教育次長
				指導主事	主任指導主事	主任指導主事	主任管理主事	主任管理主事	主任指導主事
	教育事務所			課長	主任管理主事	主任管理主事	課長		
	教員総合研修センター			次長	主任指導主事（師範）	主任指導主事（師範代）	主任指導主事	塾頭	所長
	生涯学習センター			副館長	副館長	担当課長	館長		
	輪島漆芸技術研修所			次長	次長	課長			
	金沢城調査研究所			担当課長	担当課長	事務長	所長		
	高等学校			事務長	事務長				
	特別支援学校			事務長	事務長				
	共通								
市町立の小学校、中学校及び義務教育学校		主事	主事	事務主査	事務主査	事務主査	事務主査		
		技師	技師						
		主事	主事						

二 研究職給料表等級別基準職務分類表

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
知事の事務部局	本庁				課長補佐	
	美術館		学芸主任	担当課長 専門員 学芸主任	学芸主幹	
	歴史博物館		学芸主任	課長 学芸主任		
	リハビリテーションセンター				担当課長	
	保健環境センター		専門研究員		部長 副部長 研究主幹	次長
	白山自然保護センター				次長	
	工業試験場		研究員	主任研究員 研究員	部長 担当部長 副部長 研究主幹	次長 部長 九谷焼技術センター所長
	九谷焼技術研修所			課長		
	農林総合研究センター		専門研究員		副場長 能登畜産センター 所長 部長 室長 研究主幹	所長 場長 次長 副場長 部長
	水産総合センター		専門研究員		事業所長 内水面水産センター 一所長 部長	所長 次長 部長
共通		技師 学芸員				
警察本部		研究員 研究技師		主任研究員 研究員	管理官 調査官	所長 上席管理官

別表第一の表警察の部本部の項中「上席管理官」を「上席管理官」に改め、同部警察学校の項中「校長」を「校長」に改め、同表二の表を次のように改める。

別表第二の表知事の事務部局の部本庁の項中「出整」を「課長補佐」に、「部次長」を「部次長」に改め、同部員総合事務所の項中「出整」を「部長」に改め、同表への表及びトの表を次のように改める。

へ 医療職給料表(二)等級別基準職務分類表

組織	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
知事 の事 務部 局	本庁			専門員			課参事 課長補佐	課参事
	県総合事務所			専門員		課長 主幹	部次長 課長	部次長
	保健福祉センター					課長	次長 担当課長 主幹	部次長
	リハビリテーション センター			専門員			次長 主幹 専門員	
中央病院				主査 主任専門員	主任専門員	主幹 主任専門員 主任技師 技師長	副部長 室長 室次長 主幹 主任専門員 薬剤師長 技師長	部長 室長 室次長
	こころの病院					主幹 主任専門員	科長 担当課長	科長
	いしかわ動物愛護セ ンター					主幹		所長
家畜保健衛生所							担当課長 能登駐在所長 主幹	次長
	共通	技師	技師					
教育 委員 会	共通		技師					
	共通							

ト 医療職給料表 (三) 等級別基準職務分類表

組織	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
知事 の事 務部 局	本庁					主幹		
	県総合事務所				専門員	課長 担当課長	部次長	
	保健福祉センター				専門員	主幹		
	こころの健康センタ ー				主査	主幹	課長	
	中央病院				看護師長 主任専門員 専門員	室次長 主任技師		
	こころの病院				看護師長 主査	主任技師		
	総合看護専門学校					副校長 教務主任 教務主査 主任技師		
	保育専門学園					担当課長		
	共通		技師					
	教育 事務局					主幹		
教育 委員会								
警察 本部		技師		技師		課長補佐 係長	調査官	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の規定は、令和六年四月一日から適用する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月二十四日

石川 県 人 事 委 員 会

石川 県 人 事 委 員 会 規 則 第 八 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年石川県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「知事室長」の下に「戦略広報監、デジタル推進監」を加え、「新幹線・交通対策監」を「交通総合対策監」に改め、「監室次長」の下に「知事室次長」を、「商工労働部課長」の下に「危機管理監付課長」を加え、同表教育委員会事務局の項中「課参事」の下に「企画調整室次長」を加え、同表備考中7を8とし、6の次に次のように加える。

7 教育委員会事務局の項中「室次長」については、管理職手当の支給を受ける者が占める職に限る。

別表第二保健所の項の次に次のように加える。

動物愛護センター 所長、次長

別表第二中央病院の項中「副センター長」及び「医長」を削り、同表このころの病院の項中「次長」及び「医長」を削り、同表小動物管理指導センターの項を削り、同表備考2中「及び課長」の下に「中央病院の部長、副部長及び室次長、このころの病院の診療部長及び科長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、令和六年四月一日から適用する。

